

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人創和会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の、法人の円滑な運営のための交渉・調整を含む多様な業務の執行に対して、別表1により支払うことができる。

(常務理事の報酬)

第4条 常務理事が、法人経営及び施設運営の統括を目的に行う業務に対して、別表2により支払うことができる。なお、常務理事が法人職員を兼務している場合は、職員給与に加えて支給する。

(非常勤役員等の報酬)

第5条 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

(報酬等の額の算定方法)

第6条 理事長及び常務理事に対する報酬等の額は、評議員会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長及び常務理事に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給する。

2. 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第8条 役員等が出張する場合は、次条の定めに基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、その実費を支給する。

(旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する、又は会議に出席する場合は、別表

- 3により旅費などを支給することができる。
2. 旅費は実費相当額を支給する。
 3. 旅費は、実情を確認して、増額することができる。
 4. 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに理事長及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 第2項の規定にかかわらず、理事長及び常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第13条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成29年6月17日より適用する。

別表1

項目	金額	備考
理事長の報酬	月額150,000円	

別表2

項目	金額	備考
常務理事の報酬	月額50,000円	

別表3

旅費	実費
宿泊費	15,000円以内/1日
その他	研修参加費他